主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人安藤久夫の上告趣意第一点は、単なる法令違反の主張であるばかりでなく、 第一審の公判調書及び本件記録を検討すれば、所論の証拠書類、証拠物はいずれも 適法な証拠調べを経ており、同第二点は判例違反を主張するのみで、具体的にその 判例を摘示しないので、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を 調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

## 昭和二八年四月一〇日

## 最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
- kis	唯 —	村	谷	裁判官